

居住者に対する為替差損益課税の実務と近時の裁判例〔下〕

－外銀への投資一任契約を用いた国外での資産運用に対する為替差損益課税事例の検討－

ビジネス・タックス・ローニュースレター

2025 年 1 月 27 日号

執筆者:

伊藤 剛志

t.ito@nishimura.com

増田 貴都

t.masuda@nishimura.com

本ニュースレターでは、前号（[2025 年 1 月 8 日号](#)）に引き続き為替差損益課税を取り上げ、本件原判決（東京地判令和 4 年 8 月 31 日税資 272 号順号 13749）に焦点を当てます。本件原判決は、日本居住者が、スイスのプライベート・バンクと投資一任契約を締結して、その資産運用として、①ある外国通貨で別の外国通貨を取得する取引（例えば米ドルをユーロに交換）や②外国通貨で有価証券を取得する取引（例えばユーロで欧州企業株式を購入）を同人名義口座を通じて複数回行った場合について、各取引を行う都度に課税対象となる為替差損益が発生すると判断しました。その後の控訴審でも、東京高等裁判所は原判決をほぼそのまま維持する判決を下しています（東京高判令和 5 年 5 月 24 日・令和 4 年（行コ）第 280 号）。本件原判決の結論は、前号で整理した為替差損益課税の実務と整合しているように思われる一方で、本件原判決が示した理論構成には、なお課題が残されていると考えられています²⁵。本号では、本件原判決の概要とその後の議論動向をご紹介します。

Ⅲ 事案の概要

1. 主な事実関係

原告（個人）は、2014 年及び 2015 年（以下、両年を併せて「**本件各年**」）において、スイス連邦に本店を置くプライベート・バンク（以下「**本件外国銀行**」）との間で締結した Discretionary Mandate Agreement（以下「**本件投資一任契約**」）に基づき、本件外国銀行に対し、本件外国銀行の原告名義の口座において保有していた自己の資産の運用を一任していました。そして、本件各年における上記運用の一環として、運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外国通貨又は有価証券を取得する取引（以下、本件各年に実行されたこれらの取引を併せて「**本件各取引**」）が行われていました。

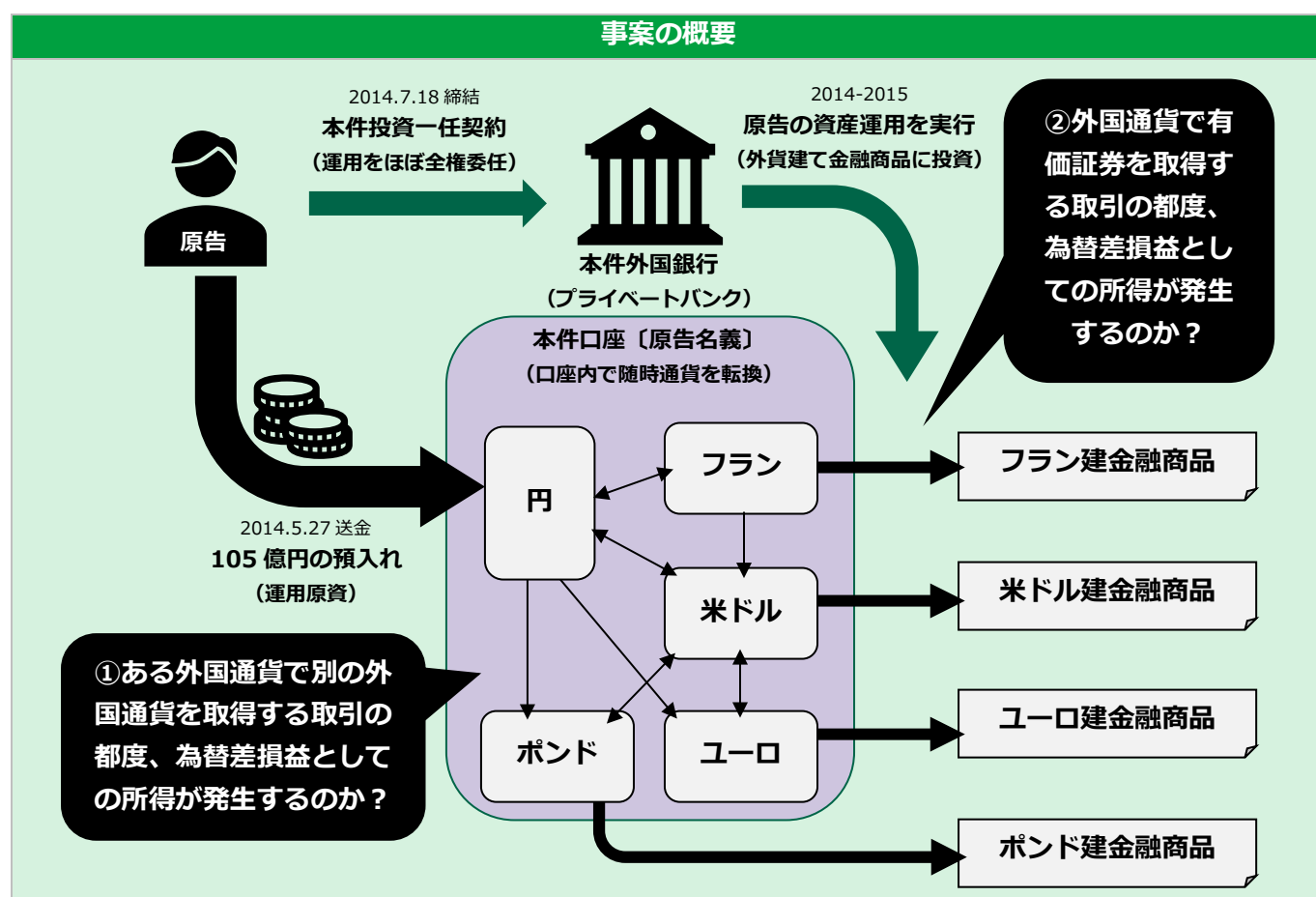
すなわち、原告は 2014 年 7 月 18 日、本件外国銀行との間において、本件投資一任契約を締結し、本件外国銀行は、同月から 2015 年 12 月までの間、本件投資一任契約に基づき、原告名義の口座及び本件外国銀行の投資一任契約関連口座（以下「**本件口座**」）において管理されている原告の資産の運用として各種取引を行い、その一環として、本件各取引を行いました。本件投資一任契約の内容は、概要、原告が本件口座内の

²⁵ 本件原判決の評釈としては、例えば、坂巻・前掲（注 8）10 頁、秋山友宏「判批」国税速報 6791 号（2024）22 頁、栗原克文「判批」TKC 税研情報 33 巻 4 号（2024）25 頁等があり、中里・前掲（注 2）及び前掲（注 12）も本件原判決に詳細な分析を加えています。

全ての資産の運用管理者として本件外国銀行を任命し、本件外国銀行は、原告の投資戦略²⁶及び具体的投資指図²⁷を考慮しつつも、その絶対的裁量に基づき資産運用を行う（運用ポートフォリオは、本件外国銀行によって継続的に見直され、原告との事前の協議なしに構成が調整される）というものでした。

原告は2014年5月27日、日本の地方銀行の支店の原告名義の預金口座から、本件外国銀行の原告名義の預金口座に合計105億円を送金しておき、その後は、本件外国銀行に本件投資一任契約に基づいて資産運用を（ほぼ）全権委任していました。本件外国銀行の側では、原告から入金された105億円を随時外国通貨に転換しながら、様々な外貨建て金融商品に投資する手法で原告の資産運用を実行していました。

このような資産運用の過程では、円を各種の外国通貨（米ドル、ユーロ、フラン及びポンド）に転換するだけでなく、①ある外国通貨で別の外国通貨を取得する取引（例えば円を米ドルに転換してからユーロに交換）や②外国通貨で有価証券を取得する取引（例えばユーロを使用し欧州企業株式を取得）といった本件各取引を何回も積み重ねる必要がありました。特に、運用初期の2014年は、原告から入金された105億円を元にして海外の金融商品を次々と購入する時期に当たるため、上記①及び②のような本件各取引（特に米ドルを使用して米国株式や米ドル建て債券を取得する取引）の回数は合計で200回近くに及んでいました。



²⁶ 裁判所の事実認定によれば、本件投資一任契約では①収益型（継続的な利息及び受取配当金から主として収益を得る投資戦略であり、ボラティリティの程度が小、リスクの程度が中とされるもの）、②バランス型及び③成長型という三つの投資戦略を選択できるところ、原告は①収益型の投資戦略を選択したとのことです。

²⁷ 裁判所の事実認定によれば、本件投資一任契約における原告の具体的投資指図の内容は、運用ポートフォリオが中国及び発展途上国のリスクにさらされないことであったとのことです。

2. 争点

原告は、本件各取引から雑所得は生じないとの前提で本件各年分の所得税等の確定申告をしました。ところが、税務当局は、本件各取引を行う度に（200 回以上に亘り五月雨式に）為替差損益が生じており、これにより雑所得が生じているとして課税処分を行いました。このため、裁判においては、(1)本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得の有無（後記Ⅳ1）及び(2)かかる為替差損益を本件各年分の所得の計算において「収入すべき金額」（所得税法 36 条 1 項）として認識することの可否（後記Ⅳ2）等が争点になりました。

Ⅳ 本件原判決の判示内容とその分析

1. 本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得の有無

前号で述べたとおり、実務上、所得税法 57 条の 3 第 1 項に基づき、外貨建取引の金額を取引の都度円換算し、その結果生じた差額を機械的に為替差損益として課税所得に含める取扱いが一般的と考えられます（前記Ⅱ1）。しかしながら、こうした実務がどのような理論的根拠に基づいているのかについては、必ずしも明確とはいえません。所得税法 57 条の 3 第 1 項は、その文言上、外貨建取引を行った場合の各種所得金額の計算における円換算の方法を規定しているに過ぎず、為替差損益課税を直接的に定めている条文ではないからです。この点に関し、裁判所は次のように判示しました。

「貨建取引を行った居住者の所得の金額を計算するに当たっては、当該外貨建取引を行った時における為替レートにより、当該外貨建取引の金額を円換算することとされている（所得税法 57 条の 3 第 1 項）ところ、本件各取引は、いずれも外国通貨で支払が行われる取引であり、外貨建取引に該当することからすると、本件各取引によって新たに経済的利益が得られるといえるか否かについても、その円換算額によって判断すべきことになる。そして、本件各取引前後の状況を円換算額に引き直してみると、〔1〕ある外国通貨（A）により他の種類の外国通貨（B）を取得する取引については、当該他の種類の外国通貨（B）の取得価額の円換算額から当該外国通貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額が、〔2〕外国通貨により有価証券を取得する取引については、当該有価証券の取得価額の円換算額から当該外国通貨の取得価額の円換算額を控除した差額がそれぞれ正の値であるときは、その取引によって、新たな経済的利益が得られたことになり、所得が生ずることになる」

「円換算額の計算に当たっては、当該外貨建取引を行った時における為替レートによることとされている（所得税法 57 条の 3 第 1 項）から、ある外国通貨（A）によって取得される他の種類の外国通貨（B）や有価証券の取得価額の円換算額については、それらが取得された取引時点の為替レートによる円換算により計算されることになる。これに対し、そのために支払われる外国通貨（A）の取得価額の円換算額については、外国通貨（A）以外の種類の外国通貨又は通貨以外の資産により外国通貨（A）が取得された取引時点の為替レートによる円換算により計算されることになる。前者の時点は対象となる本件各取引がされた時点であるのに対し、後者の時点はそれよりも前の時点となるところ、為替レートが日々変動していることに加え、異なる種類の外国通貨はそれぞれ異なる為替変動リスクの影響を受けていることからすれば、両時点における為替レートは通常一致せず、その結果、上記〔…〕の差額

が生ずることになり、為替レートの変動によっては、当該差額が正の値を取ることにも十分にあり得る」

「したがって、本件各取引に係る為替差損益により所得が生ずることはあるというべきである」

このように、裁判所は、所得税法 57 条の 3 第 1 項に基づく外貨建取引の都度の円換算を通じて機械的に把握される差額が正の値であれば直ちに「新たな経済的利益が得られたことになり、所得が生ずる」と判断しています。しかし、これでは結論を述べているに過ぎないとも言え、その結論を支える具体的な理由付けの説明が十分でない点が、理論面での課題として指摘されています²⁸。一方で、実務的な観点からは、裁判所が課税実務と軌を一にする結論を示した点について評価する意見も見受けられます²⁹。

2. 為替差損益を本件各年分の所得計算において「収入すべき金額」と認識することの可否

(1) 所得税法 57 条の 3 と 36 条 1 項の役割分担

一般に、所得の年度帰属（課税時期）については、所得税法 36 条 1 項を根拠に、原則として権利確定主義が妥当すると解されています³⁰。もっとも、外貨建取引の金額を取引の都度円換算し、その差額を機械的に為替差損益として課税所得に含める現行実務を説明するには、所得税法 57 条の 3 を未実現の利得にも課税を認める特別規定（所得税法 36 条 1 項の「別段の定め」）とみなす必要があるのではないか、という論点が提起されていました³¹。この点に関して、裁判所は次のように判示しました。

「所得税法 36 条 1 項〔…〕は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合に、その時点で所得の実現があったものとして、上記権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される」

「そこで、本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利がどの時点で確定するかについて検討する」

このように、裁判所は、為替差損益課税のタイミングをあくまで権利確定主義（所得税法 36 条 1 項）に依拠して判断しており、所得税法 57 条の 3 を所得税法 36 条 1 項の「別段の定め」と位置づけることは避けています。裁判所は、その理由を明確に判示していないものの、詰まるところ、所得税法 57 条の 3 第 1 項は外貨建取引における各種所得金額の計算に際する円換算の方法を規定しているに留まるため、為替差損益課税のタイミングは原則どおり権利確定主義に基づき判断されるということではないかと考えられます。

²⁸ 坂巻・前掲（注 8）11 頁は「本判決の問題点は、本件各取引に係る為替差損益から所得が生じうることの根拠として所得税法 57 条の 3 第 1 項に依拠しつつも、その解釈について検討していない点である」と指摘しています。中里・前掲（注 12）112 頁も「いつ所得が生ずるかという点について〔…〕原判決には、その点に関する検討が行われていない」と指摘しています。

²⁹ 秋山・前掲（注 25）27 頁。

³⁰ 金子・前掲（注 1）317 頁。

³¹ 伊藤・前掲（注 3）241 頁、坂巻・前掲（注 8）11 頁参照。

(2) 為替差損益課税における収入の原因となる「権利」とその「確定」

為替差損益課税のタイミングを権利確定主義に基づいて判断する場合、為替差損益課税の対象となっている収入の原因となる「権利」が具体的に何を指すのか、また、当該権利がいつ「確定」するのかを検討する必要がありますと考えられます。この点に関し、裁判所は次のように判示しました。

「本件各取引によって、取引前までに保有していた外国通貨（Ａ）の為替変動リスクに影響されることのない他の種類の外国通貨（Ｂ）又は有価証券を取得することができる権利が確定することになる。そして、同権利の確定により、それまでの保有資産のうち上記取得に要した外国通貨（Ａ）の占めていた部分が、新たに保有することになった他の種類の外国通貨（Ｂ）又は有価証券に置き換わり、それ以降、外国通貨（Ａ）の為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定することになる。そうすると、同権利の確定によって、外国通貨（Ａ）の為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の価値、すなわち、同取引時点における為替レートによる当該他の種類の外国通貨（Ｂ）又は有価証券の取得価額の円換算額から、その取得のために要した外国通貨（Ａ）の取得価額の円換算額を控除した差額に相当する経済的価値の流入又は流出（収入又は損失）が生ずることになるといえるところ、これは、本件各取引に係る為替差損益にほかならないから、本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点であるということができる」

「したがって、本件各取引がされた年において、本件各取引に係る為替差損益を『収入すべき金額』として認識することができる」

すなわち、裁判所は、結論において従来の課税実務（前記Ⅱ１及び２）と一致する形で、①ある外国通貨で別の外国通貨を取得する取引、及び、②外国通貨で有価証券を取得する取引のいずれも、為替差損益課税を引き起こす取引であると判断しました。したがって、この結論自体には特段の目新しさは見られません。

一方で、本件原判決について特筆すべきは、為替差損益課税の対象となる収入の原因となる「権利」について、「取引前までに保有していた外国通貨（Ａ）の為替変動リスクに影響されることのない他の種類の外国通貨（Ｂ）又は有価証券を取得することができる権利」であると判断している点です。

また、裁判所は、本件各取引を実施することにより「保有資産のうち上記取得に要した外国通貨（Ａ）の占めていた部分が〔…〕外国通貨（Ａ）の為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定する」ことに着目し、本件各取引の時点当該権利の「確定」する時点に該当すると結論づけたことも注目に値します。

本件原判決が示したこのような理論構成が、前述の結論部分を正当化するものとして適切であったかについては、疑問も呈されています。例えば、本件各取引の大半は米ドルを使用して米ドル建ての有価証券を取得する取引であるところ、米ドル建ての有価証券も米ドルの為替変動リスクに影響されるものであることから、以上の理論構成からすれば、むしろ取引時点では権利は確定していないことになるはずであるとの指摘がなされています³²。そもそも、資産の形態が外国通貨から外貨建資産に変化しただけで、外貨に内在していた為替変動リスクから解放されたといえるのかは必ずしも明らかでなく、むしろ、それらを円転して初め

³² 中里・前掲（注２）71-72頁、秋山・前掲（注２５）27頁。

て為替変動リスクから完全に解放されるのではないかという疑問も生じ得ます³³。

結局のところ、本件原判決は、結論として現行の課税実務に一定のお墨付きを与えた形となっており、今後も外貨建取引の金額を取引の都度円換算し、その差額を機械的に為替差損益として課税所得に含める扱いが実務上は維持される可能性が高いと考えられます。しかし一方で、本件原判決が示した、為替変動リスクからの解放をメルクマールとして為替差損益課税のタイミングを判定するという独自の理論構成は、むしろ従来の課税実務に再考を促す内容とも解され、事態を複雑化させたように思われます。為替差損益の税務上の取扱いの安定性をいかに確保するかが当面の課題となる一方で、中長期的には、為替差損益課税に関するさらなる議論の蓄積と理論的な深化が求められることになると考えられます。

V おわりに

近年、個人の海外資産投資が急拡大していると報じられており、個人が外貨建取引を行うケースは今後も増加するものと思われます。最近では、為替変動の波が大きいため、相当な規模の為替差損益が生じる可能性も考えられます。外国通貨を円転する前であっても為替差損益課税が実施される場合があることはあまり認識されておらず、為替差益の申告は失念されやすいとの指摘がある一方で³⁴、国外財産調書制度の整備により、税務当局が為替差損益の申告漏れを把握可能な体制が構築されつつあるとも言われています³⁵。このような状況を考慮すると、為替差損益課税への対応は、実務上ますます重要になると考えられます。

そのような中で、本件原判決はその位置づけが難しく、議論を複雑化させる結果となりました。本件原判決は控訴審判決（東京高判令和 5 年 5 月 24 日）においても、軽微な誤記の修正を除き、そのまま維持されています。控訴審でも敗訴した納税者側は、最高裁判所に対して上告または上告受理申立てを行った模様です。控訴審判決の判決言渡しから既に 1 年半以上が経過していますが、2024 年 12 月 1 日現在の情報では、最高裁は依然として判断を下していないようです。本件の今後の動向が注目されます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応べく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

³³ 栗原・前掲（注 25）32-33 頁。

³⁴ 例えば、尾崎・前掲（注 6）63 頁、加藤城啓「円安下の個人金融資産への課税」税務弘報 70 巻 10 号（2022）111 頁参照。また、本件のように海外のプライベート・バンクで資産運用をしている場合には、当該プライベート・バンクの担当者に過去の取引状況を問い合わせる等、為替差損益の申告のために追加の事務対応が発生する可能性も考えられます（川野弘道「海外のプライベートバンクで投資運用をした場合の所得の課税関係」月刊国際税務 41 巻 4 号（2021）122 頁参照）。

³⁵ 例えば、坂巻・前掲（注 8）11 頁は「過去においては、本件各取引を課税庁が把握することは容易でなかったと思われる。〔…〕国外財産調書を提出すべきこととされたことにより〔把握が〕可能になったと思われる」と述べています。